

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年3月3日

香川県長尾土木事務所長 稲田 健治

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

香川県五名ダム再開発事務所機械警備業務

(2) 委託業務の内容

仕様書による

(3) 委託業務の実施場所

仕様書による

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

香川県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年香川県条例第3号）第2条第2号による長期継続契約とする。

なお、翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、この契約は変更または解除する。

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システムの入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付し提出すること。

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和8年3月3日から令和8年3月9日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時）

なお、入札説明書及び仕様書の交付を希望する者は、香川県長尾土木事務所が示した様式に会社名、担当者名、連絡先等を記載した交付申請書を提出すること。郵送による交付はしない。

郵便番号 769-2713
香川県東かがわ市与田山 351-1
香川県長尾土木事務所五名ダム再開発事務所総務用地課
電話番号 : 0879-27-2580
FAX番号 : 0879-27-2586

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年3月3日午前9時から令和8年3月9日午後5時までに、4に示した場所に対し文書で行うこと。問い合わせ文書には、会社名、担当者名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを明記すること。（問い合わせ文書は、FAXによる送付も可能とする。ただしFAXした旨を電話にて連絡すること。）

回答は、令和8年3月11日午後1時から午後5時及び令和8年3月12日午前8時30分から午後5時までの間、4に示した場所において閲覧に供するとともに、令和8年3月11日午後2時までに、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員にFAX又はメールで送付する。

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和8年3月24日午後4時

(2) 開札の日時

令和8年3月25日午前9時

(3) 開札の場所

香川県長尾土木事務所総務課

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年3月12日正午までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出（郵送の場合は、令和8年3月12日正午までに必着）すること。審査の結果は、令和8年3月19日までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。ただし、次

に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

(5) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(6) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による香川県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書を同公安委員会に提出した者で、香川県に主たる営業所又はその他の営業所を有するものであること。

(7) 警備業法第40条の規定による機械警備業務に係る届出書を香川県公安委員会に提出した者であること。

(8) 平成23年4月1日以降に、国の行政機関又は地方公共団体の施設と、本入札の内容と同程度以上の警備業務を元請けとして契約（契約期間の終期が令和3年3月31日から令和7年3月31日の期間の契約に限る。）を締結し、受託期間中、誠実に業務を履行した実績を有する者であること。

(9) 別紙「香川県五名ダム再開発事務所機械警備業務仕様書」5（7）に示す「センサー等機器の設置位置を示す図面」を提出した者であること。

なお、香川県長尾土木事務所が示した様式により提出すること。

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の（6）、（7）、（8）及び（9）の要件を満たすことを証明する書類を令和8年3月12日正午までに、4に示した場所に提出（郵送の場合は、令和8年3月12日正午までに必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和8年3月19日までに電子入札システムにより通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 再入札

開札をした場合において、競争入札参加者の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

再入札の入札期間及び開札日時においては、再入札の実施が決定した後、電子入札システムにより、競争入札参加者に別途通知する。

14 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

15 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

16 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

17 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 入札説明会は実施しない。

(3) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。

(4) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能になったときに、入札の効力が発生する。